

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	屋外広告物法
根拠条項	第 7 条第 3 項
処分の概要	行政代執行及び費用の義務者からの徴収
法令の定め	屋外広告物の除却等必要な措置を命じられた者が、措置を履行しない等の場合、知事は、行政代執行法第 3 条から第 6 条に定めるところに従い、その措置を自ら行うなどし、その費用を義務者から徴収することができる。
処分基準	「違反広告物是正事務取扱要領」(平成 16 年 3 月 24 日付けまち推第 10534 号建設部長通知) 第 8 行政代執行
処分担当課	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
問い合わせ先	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
備考	当該違反広告物等が 2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたって表示されている場合は、建設部まちづくり局都市計画課が処分担当課となる。これ以外のものは、当該広告物等の所在する総合振興局又は振興局の建設指導課が処分担当課となる (総合振興局長等事務委任規則 (昭和 23 年北海道規則第 80 号))。 (公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 2 8 年 1 0 月 1 日作成)

法 令 名	屋外広告物法	
根 拠 条 項	第 8 条 第 6 項	
処 分 の 概 要	措置費用の原因者への負担命令	
法 令 の 定 め	略式代執行による除却、保管、売却、公示その他に要した費用は、当該広告物等の所有者等に負担させることができる。	
処 分 基 準	現在のところ、処分実績がないことから処分基準の設定が困難である。	
処 分 担 当 課	建設部まちづくり局都市計画課	(電話番号：011-231-4111 内線 (29-827))
問 い 合 わ せ 先	建設部まちづくり局都市計画課	(電話番号：011-231-4111 内線 (29-827))
備 考		
	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/)	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道屋外広告物条例
根拠条項	第13条
処分の概要	許可の取消し、出願者又は管理者に対する除却等の措置命令
法令の定め	許可を受けた広告物等が良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の記載があったときは、知事はその許可を取り消し、又はその出願者若しくは管理者に対し、当該広告物等の改修、移転、除却等必要な措置を命ずることができる。 また、知事が前記の命令をしたときは、商号、名称又は氏名等をインターネットその他の方法により公表しなければならない。(条例第14条の2)
処分基準	「違反広告物は正事務取扱要領」(平成16年3月24日付けまち推第10534号建設部長通知) 第5 措置命令および許可の取消し 第6 違反事実の公表
処分担当課	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
問い合わせ先	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
備考	当該条例違反の広告物等が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたって表示されている場合は、建設部まちづくり局都市計画課が処分担当課となる。これ以外のものは、当該広告物等の所在する総合振興局又は振興局の建設指導課が処分担当課となる。(条例施行規則第1条の2) (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道屋外広告物条例
根拠条項	第 14 条
処分の概要	違反広告物の行為者等に対する除却等の措置命令
法令の定め	条例又は条例施行規則に違反した広告物等の行為者等に対し、知事は改修、移転、除却等必要な措置を命ずることができる。 また、行為者等が不明なときは、知事は自ら除却等必要な措置を行うことができる。 知事は前記の命令をしたときは、商号、名称又は氏名等をインターネットその他の方法により公表しなければならない。(条例第 14 条の 2)
処分基準	「違反広告物是正事務取扱要領」(平成 16 年 3 月 24 日付けまち推第 10534 号建設部長通知) 第 5 措置命令および許可の取消し 第 6 違反事実の公表 第 8 行政代執行 第 9 略式代執行
処分担当課	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
問い合わせ先	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
備考	当該条例違反の広告物等が 2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたって表示されている場合は、建設部まちづくり局都市計画課が処分担当課となる。これ以外のもは、当該広告物等の所在する総合振興局又は振興局の建設指導課が処分担当課となる (総合振興局長等事務委任規則 (昭和 23 年北海道規則第 80 号))。 (公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 2 8 年 1 0 月 1 日作成)

法 令 名	北海道屋外広告物条例
根 拠 条 項	第 2 2 条の 4 第 1 項
処 分 の 概 要	屋外広告業の登録取消し、営業停止命令
法 令 の 定 め	条例第 2 2 条の 4、条例施行規則第 2 4 条の 6
処 分 基 準	法令の定めにより尽くされているため、定めていない。
処 分 担 当 課	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:)
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局又は振興局建設指導課 (電話番号:) 建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号: 011-231-4111 内線 (29-827))
備 考	<p>(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ki/tn/)</p>

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 2 8 年 1 0 月 1 日作成)

法令名	北海道屋外広告物条例
根拠条項	第 2 8 条の 2
処分の概要	屋外広告業に係る廃業届義務違反等に関する罰則 (過料処分)
法令の定め	屋外広告業者が、業を廃止した場合等における廃業等の届出を怠ったとき又は営業所ごとに標識を掲げることを怠ったとき又は営業所ごとに帳簿を備えなかったときは、5 万円以下の過料に処する。
処分基準	法令の定めにより尽くされているため、定めていない。
処分担当課	建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号 : 011-231-4111 内線 (29-827))
問い合わせ先	建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号 : 011-231-4111 内線 (29-827))
備考	<p>(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/)</p>

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道屋外広告物条例
根拠条項	第 29 条
処分の概要	手数料に関する罰則 (過料処分)
法令の定め	詐偽その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額の過料に処する。
処分基準	法令の定めにより尽くされているため、定めていない。
処分担当課	建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号 : 011-231-4111 内線 (29-827))
問い合わせ先	建設部まちづくり局都市計画課 (電話番号 : 011-231-4111 内線 (29-827))
備考	<p>(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/)</p>